

平成 30 年度

# 募 集 要 項 ③

## 《手話指導者養成クラス》

(中途失聴・難聴者向け手話指導)

手話指導者養成クラス（中途失聴・難聴者向け手話指導）とは  
中途失聴・難聴者向け講習会の指導者を養成するクラスです。

【講習期間】 平成 30 年 5 月 17 日（木）～平成 30 年 9 月 20 日（木）

【募集期間】 平成 30 年 2 月 15 日（木）～平成 30 年 4 月 12 日（木）

【選考試験】 平成 30 年 4 月 22 日（日）

【実施クラス】 ・手話指導者養成クラス（夜間）……………1 クラス

### 【八王子市にお住まいの皆さまへ】

八王子市は、平成 27 年度より中核市になりました。中核市は、手話通訳者養成講習会を市独自で実施しますので、八王子市にお住まいの方は、八王子市の講習会をご受講ください。  
東京都の講習会にも、お申込みいただくことは可能ですが、合格基準を超え、かつ定員以下の場合に限り、受講できます。ご了承ください。

事業実施主体：東京都福祉保健局

事業運営主体：社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会  
東京手話通訳等派遣センター

## 1. 目的

この講習会は、中途失聴・難聴者に手話を指導する者の養成を行うことにより、中途失聴・難聴者の手話学習の普及と中途失聴・難聴者の自立、社会参加促進に資することを目的とします。

## 2. 講習内容

「豊かなコミュニケーション指導の手引き（入門編）」を使用して中途失聴・難聴者への手話指導に必要な知識・実技を学びます。

- (1) 情報保障を使つての指導・考え方
- (2) 中途失聴・難聴者の手話について
- (3) 指導計画案作成上の具体的視点
- (4) 模擬演習
- (5) 「豊かなコミュニケーション」をつかつての実習
- (6) 対人援助について

## 3. 対象者

- (1) 東京都内に住所を有するか、又は東京都内に日常生活の場を有する方（都内在勤・在学）で、手話に関する知識と経験を有する方。
- (2) 平成 30 年 4 月 1 日現在 18 歳以上の方。
- (3) 次項の応募資格を有する方で、修了後、都内で中途失聴・難聴者に対する手話指導の活動ができる方。

## 4. 募集人員等

クラス名		応募資格	養成目標	募集人員
手話指導者養成クラス (中途失聴・難聴者向け手話指導)	夜	東京都福祉保健局主催の手話指導者養成クラスを修了した者 又は、同等以上の知識・技術を有すると認められる者 (都内の区市町村の手話講習会・地域手話サークルの指導者及びその予定者で、既に手話を習得している健聴者及び聴覚障害者)ただし、健聴者においては <b>平成 29 年度</b> においてすでに都内の地域登録手話通訳者として登録し現在も活動中の方。	中途失聴・難聴者向け手話指導カリキュラムを学習し、地域等で開催される講習会で指導できる力を養う。	30 人

## 5. 講習期間

 平成 30 年 5 月 17 日～平成 30 年 9 月 20 日（概ね毎週木曜日）

クラス	回数	時間
夜	月 2～3 回(年間 12 回)	19:00～21:00

※規定の出席日数（12 回の 3/4 以上）に満たない場合は修了できません。

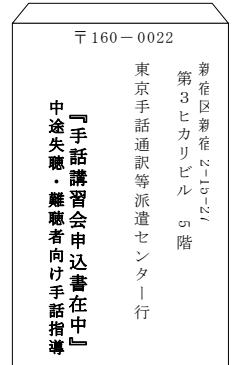
## 6. 講習会場

クラス名		主な会場（予定）	最寄駅
手話指導者養成クラス (中途失聴・難聴者向け手話指導)	夜	東京聴覚障害者福祉事業協会（新宿区）	都営地下鉄「新宿三丁目」駅 丸ノ内線「新宿御苑前」駅

※会場は、変更する場合があります。

## 7. 受講申込方法

- (1) 申込書の配布  
都内の各区市の聴覚障害者団体、東京手話通訳等派遣センターで配布します。  
又は同センターホームページ掲載申込書をプリントアウトして下さい。  
<HPアドレス> <http://www.tokyo-shuwacenter.or.jp>
- (2) 申込方法  
所定申込用紙(コピー可)に必要事項を記載し、**郵送により**下記へお申込下さい。
  - ア) 封筒の宛名左側に『手話講習会申込書在中』と朱書き、  
下段に受講希望クラス名を明記すること。
  - イ) **宛名を書き 82 円切手貼付の返信用封筒を同封すること。**
  - ウ) 複数名の一括申込は不可。
  - エ) **封筒は送信用・返信用とも定形最大** (長 3 縦 = 幅 12cm × 縦 23cm)  
を使用してください。
- (3) 申込先 東京手話通訳等派遣センター  
〒160-0022 新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル 5 階
- (4) 申込期限 **平成 30 年 4 月 12 日 (消印有効)**



## 8. 選考試験

- (1) 書類審査 受験資格の有無を確認し、受験有資格者には、試験案内を送付します。
- (2) 案内送付 平成 30 年 4 月 17 日 (火)
- (3) 選考試験 平成 30 年 4 月 22 日 (日)
- (4) 結果送付 平成 30 年 4 月 27 日 (金) 予定

## 9. 留意事項

- (1) 受講申込に当たっては、希望するクラスを一つ指定して下さい。

### 【併願可】

中途失聴・難聴者向け手話指導クラスの受験者は「東京都手話通訳者等養成講習会」にも申し込めます。**併願可**  
ただし、4月1日に行われる試験で合格した場合は、中途失聴・難聴者向け手話指導クラスは受験できません。ご注意ください。

- (2) 地域登録証明について (健聴者の方へ)  
都内区市町村の**手話通訳登録者**であることを証明する書類 (登録証コピー等) を申込書裏面に貼付のこと。登録証のない方は、各区市町村実施主体より証明を受けて下さい。(書式自由)
- (3) 都外に在住し、都内に在勤又は在学の方は、在勤先又は在学先の**所在地・電話番号を必ず記載**してください。
- (4) 以下に該当する場合、申込みを受理できませんのでご注意ください。
  - ・受講対象及び受講**資格条件に適合しないもの**
  - ・**記載事項不備**
  - ・**返信用封筒が同封されていないもの**
  - ・**締め切り後の申し込み**
  - ・その他申し込み手続に不備があるもの
- (5) 申し込み記載事項等で虚偽の申請があった場合は、そのことが明らかになった時点で、受験資格及び受講資格を取り消します。

## 10. その他

- (1) 本講習会の修了者には、東京都福祉保健局長から修了証が交付されます。
- (2) 受講料は無料ですが、テキスト代等については実費をご負担いただきます。

## **11. 問い合わせ先**

東京手話通訳等派遣センター

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル5階

TEL 03-3352-3335 FAX 03-3354-6868

## **12. 区市町村への修了者報告について**

本講習会の目的を達成し、都内各地域での手話関係事業の充実に資するために、本講習会修了者の氏名・修了クラス名・住所を各在住（在勤・在学）区市町村に報告いたします。